

(別添3)

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部都市計画課公園担当
内線番号	5272

No.	項目	内容
①	処分名	利用料金の減免
②	法令名	京都府都市公園条例
③	法令番号	昭和33年京都府条例第16号
④	根拠条項	第21条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第21条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
⑦	審査基準	・許可基準 京都府立都市公園条例施行規則(昭和57年京都府規則第5号)第15条に規定
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)14日
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	都市計画課(075-414-5272)
⑬	備考	